

市町と連携した 住家被害認定調査体制の構築



危機管理部

住家被害認定調査とは

地震や風水害等の災害により被災した住家の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等）を認定すること

□災害対策基本法（H25年度から位置付け）

第九十条の二 **市町村長は、**当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、**住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査**し、当該 災害による被害の程度を証明する書面（次項において **「罹災証明書」**という。）**を交付**しなければならない。

※ **「罹災証明書」**により被災者が得られる支援

給 付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等

融 資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等

減免・猶予 : 税、保険料、公共料金 等

現物支給 : 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理 等

住家被害認定調査とは

□罹災証明に基づく支援例（被災者生活再建支援金の給付）

被害程度	損害割合	被災者生活再建支援法	
		適用市町	適用 外 市町
全壊	50%～	○	○ 県独自 (被災者への支援)
大規模半壊	40%～49%	○	○ 県独自 (被災者への支援)
半壊	20%～39%	○ 県独自 (市町への支援)	—
一部損壊	1%～19%	—	—

⇒調査には、**迅速性**と**公平性**・**正確さ**が求められる。

県主催で研修の実施

基礎編（6月）

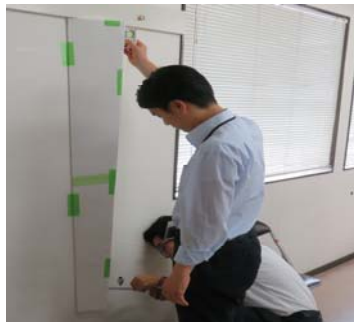
- ・被災地からの災害教訓の講演
- ・基礎的な座学研修



基礎編 災害教訓の講演
(講師：熊本県嘉島町)

応用編（7月）

- ・下げ振り、簡易模型、CGを登載したタブレットを活用



応用編
傾斜測定（下げ振り活用）

実地編（2月）

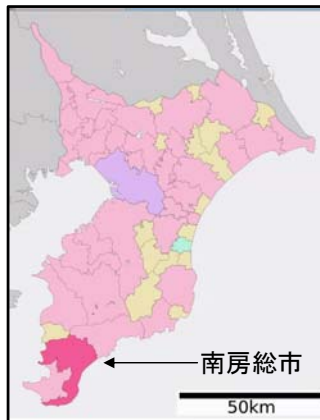
- ・被害シートを活用した模擬訓練



応用編
被害判定（簡易模型を活用）

市町と連携した住家被害認定調査の実施①

□台風15号で被害を受けた千葉県南房総市への支援



先遣隊（県職員 2 名）

期間：10月3日（木）～10月5日（土）

業務内容：受入準備・移手段及び宿泊調整等

支援隊（県職員 9 名＋市町職員 15 名 計 24 名）

期間：10月7日（月）～10月11日（金）

業務内容：住家被害認定調査業務（2 名／班）

派遣元	人数	派遣元	人数
県危機管理部	5 名	県経営管理部 地域局	4 名
沼津市	1 名	熱海市	1 名
三島市	1 名	富士宮市	1 名
富士市	1 名	裾野市	1 名
島田市	1 名	焼津市	1 名
藤枝市	1 名	牧之原市	1 名
磐田市	2 名	掛川市	1 名
袋井市	1 名	森町	1 名
合計			24 名

支援隊24名の内訳

市町と連携した住家被害認定調査の実施②

□台風19号で被害を受けた伊豆の国市及び函南町への支援

項目	派遣先	実施期間	人数(延べ)	
			県	市町
災害対策本部運営、 災害救助法の運用・助言 (連絡幹部)	伊豆の国市	10/17～10/25	15	－
	函南町	10/17～10/31	23	－
住家被害認定調査業務 応援職員の派遣	伊豆の国市	10/24～11/1	8	8
	函南町	10/23～10/30	6	15

危機管理部の今後の取組み

□今年の災害で得られた教訓

○近年、風水害が頻発化・激甚化

○県内市町への応援職員の派遣調整に手間取った

□教訓を踏まえた今後の取組み

○県市長会・町村会と連携 → 応援職員の派遣を円滑化

○研修受講者や被害認定調査経験者を名簿登録化

→ 迅速な応援職員の派遣

○県職員にも積極的な研修参加を促す

→ 応援のまとめ役



⇒ **人的支援を迅速化** 速やかな復旧・復興へ